

新	旧	備考
<p>海外投資保険手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00032</p> <p>沿革 (略)</p> <p><u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p>海外投資保険手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00032</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>海外投資(株式等)保険約款(平成13年4月1日 01-制度-00005。以下「約款(株)」という。)第39条、及び海外投資(不動産等)保険約款(平成13年4月1日 01-制度-00006。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p>記</p> <p>(内諾)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>海外投資(株式等)保険約款(平成13年4月1日 01-制度-00005。以下「約款(株)」という。)第39条、及び海外投資(不動産等)保険約款(平成13年4月1日 01-制度-00006。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p>記</p> <p>(内諾)</p> <p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一 ～ 十 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みにあつて、申込みを行おうとする</p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一 ～ 十 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みにあつて、申込みを行おうとする</p>	

新	旧	備考
<p>者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第 29 による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>8 (略)</p>	<p>者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第 28 による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>8 (略)</p>	
<p>第 3 条 ～ 第 7 条 (略)</p>	<p>第 3 条 ～ 第 7 条 (略)</p>	
<p>(保険契約の解約請求)</p> <p>第 8 条 保険契約者は、運用規程第 13 条第 1 項に該当する場合について、約款 (株) 第 19 条又は約款 (不) 第 19 条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の 1 月前までに、別紙様式 6「海外投資保険 増額・減額承認請求書」及び次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 海外投資 (株式等) 保険約款第 19 条に基づく場合 イ ～ ロ (略) <u>ハ 被保険投資事業から完全に撤退することを正式に意思決定した場合は、これを証する書類</u></p> <p>二 海外投資 (不動産等) 保険約款第 19 条に基づく場合 <u>イ 被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合は、これを証する書類</u> <u>ロ 被保険投資事業から完全に撤退することを正式に意思決定した場合は、これを証する書類</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険契約の解約請求)</p> <p>第 8 条 保険契約者は、運用規程第 13 条第 1 項に該当する場合について、約款 (株) 第 19 条又は約款 (不) 第 19 条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の 1 月前までに、別紙様式 6「海外投資保険 増額・減額承認請求書」及び次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 海外投資 (株式等) 保険約款第 19 条に基づく場合 イ ～ ロ (略)</p> <p>二 海外投資 (不動産等) 保険約款第 19 条に基づく場合には、<u>被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅したことを証する書類</u></p> <p>2 (略)</p>	
<p>第 9 条 (略)</p>	<p>第 9 条 (略)</p>	
<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第 10 条 被保険者が、約款 (株) 第 37 条第 1 項、同条第 2 項又は約款 (不) 第 36 条第 1 項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p>	<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第 10 条 被保険者が、約款 (株) 第 37 条第 1 項、同条第 2 項又は約款 (不) 第 36 条第 1 項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>2</u> 被保険者は、<u>前項第1号の規定に基づき担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 被保険者は、<u>第1項第2号の規定に基づき質権又は譲渡担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-4「海外投資保険質権等設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 被保険者は、<u>第1項第1号の規定に基づき設定した担保権を解除したとき又は担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-5「海外投資保険担保権解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>5</u> 被保険者は、<u>第1項第2号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-6「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p>	<p><u>2</u> 被保険者は、<u>前項第1号の規定に基づき設定した担保権を解除したとき又は担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 被保険者は、<u>第1項第2号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-4「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p>	
<p>第11条～第16条(略)</p>	<p>第11条～第16条(略)</p>	
<p>(保険金支払請求) 第17条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第25条又は約款(不)第25条の規定に基づ</p>	<p>(保険金支払請求) 第17条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第25条<u>第1項</u>又は約款(不)第25条<u>第1項</u></p>	

新	旧	備考
<p>き、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 <u>約款（株）第2条のてん補危険の場合</u> <u>別紙様式第15 - 1による海外投資（株式等）保険保険金請求書に、別表4に定める書類を添付したもの</u></p> <p>二 <u>約款（不）第2条のてん補危険の場合</u> <u>別紙様式第15 - 2による海外投資（不動産等）保険保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの</u></p>	<p>の規定に基づき、<u>同各条第2項で定められた期間内に、別紙様式第15「海外投資（株式等）保険保険金請求書」又は別紙様式第16「海外投資（不動産等）保険保険金請求書」及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p>一 <u>海外投資保険証券</u></p> <p>二 <u>約款（株）第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合には、約款（株）第4条第1項の修正前直前評価額を証するものとして、次のイからハまでのいずれかに定める書類であって、約款（株）第2条第1項第1号の事由若しくは第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの</u></p> <p>イ <u>被保険投資の相手方の監査済財務諸表等</u></p> <p>ロ <u>被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等</u></p> <p>ハ <u>被保険投資の相手方の未監査財務諸表等（ロに該当するものを除く。）、出資金の払い込みを証する書類又はその他の資料（被保険投資の相手方の財務諸表等が未作成の場合その他のイ又はロの写しの提出が困難な場合として日本貿易保険が認める場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>約款（不）第2条第1号から第3号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合には、約款（不）第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）であって、約款（不）第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの</u></p> <p>四 <u>約款（株）第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合には、約款（株）第4条第3項の修正前直後評価額</u></p>	

新	旧	備考
	<p><u>を証するものとして、次のイからハまでのいずれかに定める書類であって、当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの</u></p> <p><u>イ 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等</u></p> <p><u>ロ 被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等</u></p> <p><u>ハ イ又はロの写しの提出が困難な場合にあつては、被保険投資の相手方の未監査財務諸表等その他の資料（事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合その他のイ又はロの写しの提出が困難な場合として日本貿易保険が認める場合に限る。）</u></p> <p><u>五 約款（不）第2条第1号から第3号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、約款（不）第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次のイ又はロのいずれかに定める書類であって、当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの</u></p> <p><u>イ 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）</u></p> <p><u>ロ イの写しの提出が困難な場合にあつては、その他の資料（事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合その他のイの写しの提出が困難な場合として日本貿易保険が認める場合に限る。）</u></p> <p><u>六 約款（株）第2条第1項第5号又は約款（不）第2条第4号に該当する事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、送金不能額を証する書類</u></p> <p><u>七 損失計算の基礎となる証拠書類であつて、前5号に規定する書類以外のもの</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>2</u> 保険金の請求者は、日本貿易保険が必要と認めた場合には、<u>前項各号の書類に第三者の意見に関する書類を添付するものとする。ただし、当該意見の取得が困難な場合についてはこの限りでない。</u></p>	<p><u>八 保険金請求経緯書及び次に掲げる保険金請求までの経過概要を明らかにする書類</u> <u>イ 約款（株）第2条第1項第1号又は約款（不）第2条第1項第1号に該当する事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあっては、外国政府等による宣言、関連する報道その他の書類</u> <u>ロ 約款（株）第2条第1項第2号ロ又は第6号に該当する事由が発生した場合にあっては、事業地国裁判所の公告等事業地国において認められる破産手続開始の決定を通知する書類、関連する報道その他の書類</u> <u>ハ その他の保険金請求までの経過概要を明らかにする書類</u> <u>九 約款（株）第25条第1項の規定に基づき保険金支払を請求する場合にあっては、当該請求にかかる損失についててん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</u> <u>十 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</u> <u>十一 質権、譲渡担保その他の担保権が設定されていて、当該担保権者以外の者が請求者である場合には、当該担保権者からの委任状又は同意書</u> <u>十二 その他の参考となるべき書類</u> <u>2 保険金の請求者は、約款（株）第4条に規定する重要な事象による調整を行う場合は、当該重要な事象を確認できる書類の写しを前項各号の書類の写しに添付するものとする。</u> <u>3 保険金の請求者は、日本貿易保険が必要と認めた場合には、第1項各号の書類の写しに第三者の意見に関する書類を添付するものとする。ただし、当該意見の取得が困難な場合についてはこの限りでない。</u> <u>4 前3項の規定にかかわらず、日本貿易保険が認めた場合、他の書類で代替することができる。</u></p>	

新	旧	備考
<p>第18条 ～ 第25条 (略)</p>	<p>第18条 ～ 第25条 (略)</p>	
<p><u>(信用危険てん補特約)</u> <u>第26条 約款 (株) 第2条第1項第6号の規定に基づき、信用危険をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第25「信用危険てん補特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p>		
<p><u>(部分損失特約)</u> <u>第27条 約款 (株) 第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「部分損失特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p>	<p>(部分損失特約) 第26条 約款 (株) 第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第25「部分損失特約申請書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p><u>(事業拠点等特約)</u> <u>第28条 約款 (株) 第2条第3項の規定に基づき、被保険投資の相手方の一の事業拠点等 (前項の特約を付した場合には当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等) をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第27「事業拠点等特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p>	<p>(事業拠点等特約) 第27条 約款 (株) 第2条第3項の規定に基づき、被保険投資の相手方の一の事業拠点等 (前項の特約を付した場合には当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等) をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p><u>(プレミアム特約)</u> <u>第29条 約款 (株) 第3条第4項の規定に基づき、プレミアム相当額をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第28「プレミアム特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p>	<p>(プレミアム特約) 第28条 約款 (株) 第3条第4項の規定に基づき、プレミアム相当額をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第27「プレミアム特約申請書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p><u>(書類の返還)</u> <u>第30条 申込みその他日本貿易保険に対する申請について、この手続細則に定める当該申請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出されない場合は、既に提出のあったすべての書類を返還できるものとする。</u></p>	<p>(書類の返還) 第29条 申込みその他日本貿易保険に対する申請について、この手続細則に定める当該申請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出されない場合は、既に提出のあったすべての書類を返還できるものとする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>		

新			旧			備考
別表 1 海外投資保険提出書類一覧表			別表 1 海外投資保険提出書類一覧表			
提出先は、 <u>本店</u> とする。			提出先は本店とする。			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	・海外投資（株式等）保険申込書	1 (1)	1	・海外投資（株式等）保険申込書	1 (1)	
2	・海外投資（不動産等）保険申込書	1 (1)	2	・海外投資（不動産等）保険申込書	1 (1)	
3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)	3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)	
4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)	4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)	
5	・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	5	・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	
6	・海外投資保険 増額・減額 承認請求書	1 (1)	6	・海外投資保険 増額・減額 承認請求書	1 (1)	
7 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
8 - 1	・海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	・海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 2	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 2	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
<u>8 - 3</u>	・海外投資保険担保権設定通知書	<u>1 (1)</u>	<u>8 - 3</u>	・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)	
<u>8 - 4</u>	・海外投資保険質権等設定通知書	<u>1 (1)</u>	<u>8 - 4</u>	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
<u>8 - 5</u>	・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)				
<u>8 - 6</u>	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)				
9	・海外投資保険事情発生通知書	1	9	・海外投資保険事情発生通知書	1	
10	・海外投資保険損失発生通知書	1 (1)	10	・海外投資保険損失発生通知書	1 (1)	

新			旧			備考
11	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)	11	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)	
12	・海外投資保険入金通知書	1 (1)	12	・海外投資保険入金通知書	1 (1)	
13	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	13	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
14	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	14	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
<u>15 - 1</u>	・海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)	15	・海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)	
<u>15 - 2</u>	・海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)	<u>16</u>	・海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)	
<u>16</u>	・ <u>海外投資保険保険金請求経緯書</u>	<u>1 (1)</u>	17	・海外投資保険時効中断承認申請書	1	
17	・海外投資保険時効中断承認申請書	1	18	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	
18	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	19	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	
19	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	20	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	
20	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	21	・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)	
21	・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)	22	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)	
22	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)	23	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)	
23	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)	24	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
24	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)				
<u>25</u>	・ <u>信用危険てん補特約申請書</u>	<u>1 (1)</u>				
<u>26</u>	・部分損失特約申請書	1 (1)	<u>25</u>	・部分損失特約申請書	1 (1)	
<u>27</u>	・事業拠点等特約申請書	1 (1)	<u>26</u>	・事業拠点等特約申請書	1 (1)	
<u>28</u>	・プレミアム特約申請書	1 (1)	<u>27</u>	・プレミアム特約申請書	1 (1)	
<u>29</u>	・不正競争防止法に係る誓約書	1	<u>28</u>	・不正競争防止法に係る誓約書	1	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			

新	旧	備考				
<p>別表 2</p> <p>被保険投資の重大な変更</p> <p>① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更</p> <p>② 被保険投資（再投資を含む。以下同じ。）に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域（以下「事業地国等」という。）の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）</p> <p>③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。）</p> <p>④ 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について約款（株）第2条第1項第4号ロに係る特約が付されている場合に限る。）</p> <p>注：「再投資」及び「再投資先企業」とは、被保険投資の相手方による直接又は間接の投資及び当該投資の対象となる企業をいう。</p> <p>④にあっては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の意志によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。</p>	<p>別表 2</p> <p>被保険投資の重大な変更</p> <p>① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更</p> <p>② 被保険投資（再投資を含む。以下同じ。）に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域（以下「事業地国等」という。）の変更（法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）</p> <p>③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更（法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。）</p> <p>④ 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について約款（株）第2条第1項第4号ロに係る特約が付されている場合に限る。）</p> <p>注：「再投資」及び「再投資先企業」とは、被保険投資の相手方による直接又は間接の投資及び当該投資の対象となる企業をいう。</p> <p>④にあっては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の意志によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。</p>					
<p>別表 3 （略）</p>	<p>別表 3 （略）</p>					
<p>別表 4 <u>（第17条第1項第1号関係）</u></p> <p><u>約款（株）第2条のてん補危険の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="165 1321 958 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1321 394 1361">提出書類</th> <th data-bbox="394 1321 958 1361">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1361 394 1399">1. <u>保険金請求</u></td> <td data-bbox="394 1361 958 1399"><u>別紙様式による保険金請求書</u></td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	備考	1. <u>保険金請求</u>	<u>別紙様式による保険金請求書</u>		
提出書類	備考					
1. <u>保険金請求</u>	<u>別紙様式による保険金請求書</u>					

新		旧	備考
<u>書</u>			
<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>		
<u>3. 損失額を確認できる書類</u>	<p><u>(1) 約款(株)第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</u></p> <p><u>① 約款(株)第4条第1項の修正前直前評価額を証するものとして、次のイからハまでのいずれかに定める書類</u> <u>イ 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下ロにおいて同じ。)</u> <u>ロ 上記イの提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</u> <u>ハ 上記イ及びロの提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料(上記ロに該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類など)</u></p> <p><u>② 約款(株)第4条第3項の修正前直後評価額を証するものとして、次のイからハまでのいずれかに定める書類</u> <u>イ 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近</u></p>		

	新	旧	備考
	<p><u>いもの。以下ロにおいて同じ。)</u> <u>ロ被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</u> <u>ハ事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合など、上記イ又はロの提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料(上記ロに該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等など。)</u> <u>(2) 約款(株)第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</u> <u>(3) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</u></p>		
<p><u>4. 約款(株)第4条に規定する重要な事象を確認できる書類</u></p>	<p><u>約款(株)第4条に規定する重要な事象による調整を行う場合</u></p>		
<p><u>5. 保険事故を確認できる書類</u></p>	<p><u>(1) 約款(株)第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</u> <u>(2) 約款(株)第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動</u></p>		

新	新	旧	備考
	<p><u>又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>約款(株)第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類</u></p> <p>(4) <u>約款(株)第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類(当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等)</u></p> <p>(5) <u>約款(株)第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</u></p>		
<p><u>6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</u></p>	<p><u>損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</u></p>		
<p><u>7. 質権者又は譲渡担保権者からの委</u></p>	<p><u>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合(保険の目的のみに質権若しく</u></p>		

新		旧	備考
<u>任状又は同意書</u>	<u>は譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。)</u>		
<u>8. 保険証券</u>	<u>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</u> <u>(2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本</u>		
<u>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</u>			
<u>別表5 (第17条第1項第2号関係)</u>			
<u>約款(不)第2条のてん補危険の場合</u>			
<u>提出書類</u>	<u>備考</u>		
<u>1. 保険金請求書</u>	<u>別紙様式による保険金請求書</u>		
<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>		
<u>3. 損失額を確認できる書類</u>	<u>(1) 約款(不)第2条第1号、第2号又は第3号に該当する事由による保険事故の場合</u> <u>① 約款(不)第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類(公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。)</u> であって、 <u>約款(不)</u>		

	新	旧	備考
	<p><u>第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの</u></p> <p><u>②約款(不)第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次のイ又はロのいずれかに定める書類</u></p> <p><u>イ被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し(公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。)</u></p> <p><u>ロ事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合など、上記イの提出が困難な場合は、その他の資料</u></p> <p><u>(2) 約款(不)第2条第4号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</u></p>		
<p><u>4. 保険事故を確認できる書類</u></p>	<p><u>(1) 約款(不)第2条第1号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</u></p> <p><u>(2) 約款(不)第2条第2号に該当する事由による保険事故については、不動産に関する権利等が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する</u></p>		

新	新	旧	備考
	<p><u>権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類</u></p> <p><u>(3) 約款(不)第2条第3号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類</u></p> <p><u>(4) 約款(不)第2条第4号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類(当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等)</u></p>		
<p><u>5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</u></p>	<p><u>損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</u></p>		
<p><u>6. 担保権者からの委任状又は同意書</u></p>	<p><u>担保権が設定されており、当該担保権者以外の者が請求者である場合(保険の目的のみに担保権が設定されている場合は、当該担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。)</u></p>		
<p><u>7. 保険証券</u></p>	<p><u>(1) 担保権者が請求者である場合は、保険証券の原本</u></p> <p><u>(2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本</u></p>		

新	旧	備考
<u>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</u>		